

令和6年度 越谷市立北越谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

2 いじめの認知

児童間で生じる諸問題は、関係する児童同士の関係、発生状況、周囲の対応等により様々であり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きい。したがって、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた児童の感じる被害性に着目し、心理を理解することでいじめとしての認知を行う。

3 越谷市立北越谷小学校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 「越谷市立北越谷小学校いじめ防止対策基本方針」

1 基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 本校の責務

本校は、教育活動全体を通し、生命を大切にする心や公共のためを思う心などの育成に努める。

また、日頃からいじめ防止等の対策に取り組むとともに、いじめの認知に関する共通理解を図り、いじめを発見した場合は、その解消に向けて組織的に対応し、教育委員会に報告する。

3 いじめを許さない学校づくりのために

- (1) 本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、特別の教科である道徳の授業の充実や命の大切さを学ぶ機会の設定により、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。
- (2) 本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、子どもと教職員が共有するとともに、子どもや教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

4 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実するために

- (1) 常日頃から子どもの生活実態について、毎月行うアンケート「心と体の安全点検」の実施とその後の児童への聞き取り、個別面談、教育相談及び日記の活用等工夫したきめ細かい把握に努め、児童からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。また、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認し、情報を共有する。
- (2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、いじめの認知について保護者に啓発を図り、協力体制を築く。

5 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、いじめと疑われるような兆候を認知したときは、直ちにその行為を受けた児童の感じる被害性に着目すると共に、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。
- (2) 当該いじめ事案のいじめを受けた児童には安心して学校生活等が送れるよう、児童本人に支援を行うとともにその保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。
- (3) 当該いじめ事案のいじめを行った児童に対する指導は的確かつ迅速に行うことはもちろん、保護者に対しても必要な内容の助言を行い、学校が行った指導が充分浸透するよう、加えて、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。また、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の児童の教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり児童の安全確保が必要な場合の警察関係機関との協力連携等について毅然とした対応を行う。
- (4) いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、学校相談員の他、必要に応じて教育委員会所属のカウンセラーや臨床心理士等を積極的に活用する。
- (5) いじめの重大事態については、「当該いじめ対策支援チーム」（構成メンバー：校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、当該児童担任、学校相談員を基本とし、必要に応じて関係諸機関職員、教育委員会指導主事、臨床心理士、越谷警察署生活安全課勤務員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。また、その取組の中で得た当該いじめの重大事態に係る事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会への報告・相談については速やかに行う。また、当該いじめの重大事態の解消については校長のリーダーシップのもと、当該児童の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。
- (6) 被害児童に対するいじめ行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続しており、かつ心身の苦痛を感じていないと認められる場合、いじめが解消している状態と判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察するものとする。